

住居確保給付金制度のしおり

「住居確保給付金制度」は、生活困窮者自立支援法に基づき、離職や自営業の廃止（以下「離職等」という。）または、当該個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少（以下「やむを得ない休業等」という。）により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居をすでに失っている方、または住居を失うおそれのある方を対象として、総合相談受付の（福）神奈川県社会福祉協議会（自立相談支援機関）による相談支援を受けながら、賃貸住宅の家賃の相当分の支給を受けることができます。（原則3か月）

まずは、下記にご連絡ください。

総合相談 受付窓口 〔自立相談 支援機関〕	<p>葉山町、愛川町、清川村 寒川町、大磯町、二宮町</p> <p>にお住まいの方</p> <p>【お問合せ先】社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 ほっとステーション（横浜）</p> <p>〒221-0825 横浜市神奈川区反町 3-17-2 電話 045-311-8874 ファクシミリ 045-314-3472 メール kon@knsyk.jp</p>
	<p>中井町、大井町、松田町、山北町 開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町</p> <p>にお住まいの方</p> <p>【お問合せ先】社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 ほっとステーション（小田原）</p> <p>〒250-0042 小田原市荻窪 306 電話 0465-35-0810 ファクシミリ 0465-20-4071 メール kon@knsyk.jp</p>

<相談受付時間> 平日 9時から17時（土・日・祝祭日・年末年始は休み）

住居確保給付金事業

1. 次の要件（①～⑧）のすべてに該当する方が対象となります

- ① ア) 離職等又はイ) やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を失っている方または住居を失うおそれのある方であること
- ② ア) 申請日において、離職等の日から2年以内であること
イ) 又は、給与等を得る機会が、当該個人の責に帰すべき理由および当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業の場合と同程度の状況にあること
- ③ ア) 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと
(離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合を含む)
イ) 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること
- ④ 申請者及び申請者と生計を一つにしている世帯の方の収入の合計額が次表の金額以下であること(未成年かつ就学中の子の収入は含まない) ※詳細は、収入要件補足P3 参照
- ⑤ 申請者及び申請者と生計を一つにしている世帯の方の預貯金・現金の合計額が次表の金額以下であること

※千円未満を切り上げ

1 級地（葉山町）

世帯人数	基準額		収入基準額（円）	世帯の預貯金・現金合計額
1人	84,000円	+ 家賃額 (ただし地域ごとに設定された基準額が上限)	125,000円	504,000円
2人	130,000円		179,000円	780,000円
3人	172,000円		225,000円	1,000,000円
4人	214,000円		267,000円	1,000,000円

2 級地（寒川町、大磯町、二宮町、大井町、松田町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町）

世帯人数	基準額		収入基準額（円）	世帯の預貯金・現金合計額
1人	81,000円	+ 家賃額 (ただし地域ごとに設定された基準額が上限)	122,000円	486,000円
2人	124,000円		173,000円	744,000円
3人	159,000円		212,000円	954,000円
4人	197,000円		250,000円	1,000,000円

3 級地（中井町、山北町、愛川町、清川村）

世帯人数	基準額		収入基準額（円）	世帯の預貯金・現金合計額
1人	78,000円	+ 家賃額 (ただし地域ごとに設定された基準額が上限)	119,000円	468,000円
2人	115,000円		164,000円	690,000円
3人	141,000円		194,000円	846,000円
4人	175,000円		228,000円	1,000,000円

- ⑥ 誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
- ⑦ 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のいずれもが暴力団員ではないこと

住居確保給付金の収入要件 補足

(ア) 算定する収入の期間

申請日の属する月の収入で判断する。

申請日が月の途中の場合、申請日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額によることとする。

申請日の属する月の収入が収入要件を超えている場合であっても、離職等、雇用保険の失業等給付の終了、収入の減少等により申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、翌月に申請があったものとして、取り扱う。

(イ) 算定する収入の範囲等

a 就労等収入

給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（ただし交通費支給額は除く。）とする。また、自営業の場合は、事業収入（経費を差し引いた控除後の額）をいう。

b 公的給付等

定期的に支給される雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当、公的年金をいう。

c 親族等からの継続的な仕送り

d 借入金等の取扱い

借入金、退職金又は公的給付等のうち臨時的に給付されるものは収入として算定しない。

(ウ) 収入に変動がある場合の取扱い

a 就労等収入

毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近3か月間の収入額の平均に基づき推計する。

b 公的給付等

複数の月に係る金額が一括で支給される給付等については、月額で算定する。

2. 住居確保給付金の支給額

住居確保給付金支給額 = 家賃額 - 【月の世帯収入合計額 - 基準額（※1参照）】

※家賃額は住宅扶助基準額（地域によって異なる）を上限

3. 支給期間

○一定の要件を満たす場合には、申請により、3か月ごとに9か月までの範囲内で支給期間を延長することができます。

○支給開始月

現に住宅を賃借している者にあつては、申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給を開始します。住居確保給付金は申請月以降に支払うべき家賃に充てるものであり、滞納した家賃へ充当することはできません。

○住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月に、収入と預貯金分かる書類を準備して、自立相談支援機関にご相談ください。

4. 住居確保給付金の申請をするために必要なもの

(A) 「生活困窮者住居確保給付金支給申請書」(様式第1-1号)

(B) 「住居確保給付金申請時確認書」(様式第1-1A号)

(C) 「入居住宅に関する状況通知書(様式第2-2号)」

※不動産媒介業者等に記入・捺印いただいたものを提出してください。

※「離職状況等に関する申立書(参考様式5)」については、下記(2)の離職・廃業・就業機会の減少に関する関係書類の提出が困難である場合に、提出するものです。

これらのものと一緒に提出が必要な書類(用意するもの)

(1) 本人確認書類の写し・・・運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券(パスポート)、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、各種健康保険証、住民票・住民票記載事項証明書、戸籍謄本等の、いずれか1種類。

(2) ※提出が困難である場合には「離職状況等に関する申立書(参考様式5)」を提出します

ア) 離職等の場合

申請日を起点に2年以内に離職等をしたことが確認できる書類の写し・・・

離職票または雇用保険受給資格者証

(どちらもない場合は、給与振込が一定時期から途絶えている通帳の写し等、離職の事実が確認できる書類)

イ) やむを得ない減収等の場合

収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し・・・

雇用主からの休業を命じる文書、アルバイト等のシフトが減少したことが分かる文書、請負契約等のアポイントがキャンセルになったことが分かる文書等

(3) 支給申請者及び支給申請者と生計を一つにしている世帯の方のうち、収入がある方の収入が確認できる書類の写し・・・

a 給与明細書、賃金明細書、報酬明細書等

b 預貯金通帳の当該収入の振り込みが記帳されているページ

c 公的給付等の支給額が分かる書類

・雇用保険の失業等給付を受けている場合は、雇用保険受給資格証明書

・年金を受けている場合は、年金手帳

・その他の福祉手当等を受給している場合は、各種福祉手帳

d 自営業の場合は、事業収入(経費を差し引いた控除後の額)が確認できる帳簿等

(上記の書類がない場合は、給与振込や年金振込のある金融機関の通帳の写し等、収入が確認できる書類)

(4) 支給申請者及び支給申請者と生計を一つにしている世帯の方の金融機関の通帳等の写し

(5) 「賃貸借契約書」の写し(※入居時のもの)

5. 住居確保給付金の申請から決定まで

【住居を失うおそれのある方の場合】

○住居確保給付金の支給申請

- ・生活困窮者住居確保給付金支給申請書(様式第1-1号)に記入・捺印をしてください。
- ・不動産業者等に「入居住宅に関する状況通知書」(様式第2-2号)への記載・交付を受け、提出書類確認リストにある書類がそろっているか再度確認のうえ、必要書類を添えて、申請書類を社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会(以下、自立相談支援機関)に提出してください。

○住居確保給付金の審査・決定

- ・審査の結果、支給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付されます。その際、「求職活動状況報告書(参考様式9)」「常用就職届(様式6)」をあわせてお渡しします。
- ・入居住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出してください。
- ・住居確保給付金は自治体から不動産業者等へ直接振り込まれます。

【支給資格なしと判断された場合】

不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

6. 住居確保給付金受給中の義務

支給期間中は、ハローワークの利用、自立相談支援機関の支援員の助言、その他様々な方法により、常用就職に向けた求職活動を行ってください。

○毎月1回以上、自立相談支援機関の支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。

「職業相談確認票」をもとに公共職業安定所における職業相談状況を報告するとともに、その他の就職活動状況を「求職活動状況報告書(参考様式9)」を活用する等の方法により、報告してください。

○やむを得ない休業等の場合は、収入額を確認することができる書類を、自立相談支援機関に毎月提出してください。

※さらに自立相談支援機関によりプランが策定された後は、プランに基づく常用就職に向けた求職活動等を、誠実かつ熱心に行うこと。

7. 受給中に常用就職した場合は届出が必要です

○支給決定後、常用就職(雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められて

いるもの)した場合は、「常用就職届(様式6)」を自立相談支援機関へ提出してください。
また、提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、自立相談支援機関に毎月提出してください。

8. 住居確保給付金の支給を中止または停止する場合があります

次に該当する場合、支給を中止します。

※支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書(様式8)」を交付します。

- 毎月2回以上の公共職業安定所での就職相談に行かない、毎月4回以上の実施主体の支援員等による面接等、受給中の義務を怠る方については、支給を中止します。
- 受給中に常用就職し、就労により得られた収入が収入基準額(基準額到家賃額を加算した額)を超えた場合は、その収入が得られた月の家賃相当分から支給を中止します。
(※給与等の収入を得る機会が減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある方については、就労等により得られた収入が収入基準額を超えた場合は、その収入が得られた月の家賃相当分から支給を中止します。)
- 住宅を退去した方(不動産業者等からの要請の場合、自立相談支援機関の指示による場合を除く。)については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。(住居確保給付金の支給がなされた後に、当該事実を確認した場合は、確認後、速やかに支給を中止する。)
- 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付金について返還を求めるとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止します。
- 受給者及び受給者同一の世帯に属する方が暴力団員と判明した場合、受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合は支給を中止します。
- 受給者が生活保護費を受給した場合は、生活保護担当部局と調整の上、支給を中止します。
- 中断期間中において、受給者が疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合は、支給を中止する。
- 受給者の死亡等、支給することができない事情が生じたときは、支給を中止します。

次に該当する場合、支給を停止します。

- 受給中に、国の雇用施策による給付を受給することとなった場合には支給を停止します。

住居確保給付金 補足注意事項

- (ア) 支給期間は3か月ですが、受給中に就職活動要件を誠実に満たし、かつ、延長等の申請時において、対象者の要件を満たしている場合、3か月間の延長が2回まで可能です。(最長9ヶ月)
- (イ) 基準額以上の収入がある場合、P.3の2.住居確保給付金額の支給額の計算式に基づき家賃額の一部支給となります。また、基準額まで収入が下がった時点で変更申請することにより家賃額満額の支給が可能です。
- (ウ) 住居確保給付金の支給額は家賃相当分(月額)であり、初期費用、共益費、管理費等は対象外であるため、自ら支払う必要があります。家賃額の一部支給の場合においても、実家賃との差額は自ら支払う必要があります。
- (エ) 住居のない方は、入居する住宅は住宅扶助基準額以下の家賃に限り、住居を失うおそれのある人、住宅扶助基準額を超える家賃額であっても対象となりますが、支給額は住宅扶助基準額が上限となり、自己負担が発生します。
- (オ) 申請月以降の家賃額を支払うものであり、滞納した家賃へ充当することはできません。
- (カ) 住居確保給付金受給中に常用就職(雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの)が決まった場合は、報告する必要があります。
- (キ) 住居確保給付金受給中に収入がある場合は、毎月、収入額を確認する書類をもって報告する必要があります。

不適正受給への対応

- (1) 不適正受給者への対応
住居確保給付金の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合、県は、既に支給された給付の全額又は一部について受給者又は受給者であった者から徴収することができる(法第18条第1項)。
犯罪性のある不適正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力をし、厳正な対応を行うこと。
- (2) 不適正受給防止のための取組
 - ① 自立相談支援機関は、支給申請を受け付ける際、本人確認書類の写しは必ず提出させることとする。
 - ② 自立相談支援機関は、受付時の聞き取りにおいて、前住所地で受給した疑いが認められる場合は、前住所地の自治体に協力を求め受給の有無を確認することにより、再支給などの不適正受給を防止する。
 - ③ 住居喪失者に対しては、原則として住宅入居後に住民票の写しの提出を求める。
 - ④ 自立相談支援機関は、必要に応じ、支給対象者及び受給者の住宅訪問及び居住実態の確認を行うことにより、居住環境や生活面の支援にあわせて、架空申請や又貸しなどの不適正受給を防止する。
 - ⑤ 県は、刑事事件及び新聞、議会等で問題になることが予想される等の不適正受給事案については、その概要、対応方針等について速やかに厚生労働省に報告し、再発防止のため国と県において共有する。

関係機関との連携等

- (1) 自立相談支援機関は、支給対象者及び受給者等の状況等について情報共有するなど、県、公共職業安定所、社会福祉協議会等関係機関との連携を緊密に行うものとする。
- (2) 自立相談支援機関は、住居確保給付金の各決定について、当該不動産媒介業者等、公共職業安定所、総合支援資金等の貸付を受けている者については市町村社会福祉協議会等の関係機関等に、決定通知書の写しを送付して情報提供する。
- (3) 自立相談支援機関及び自治体は、暴力団関係者の排除のため、警察等との連携を十分図るとともに、申請者の暴力団員該当性等について情報提供依頼を行う。
 - I. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除
暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する予定住宅通知書又は住宅状況通知書を受取しない旨を書面により通知し、以後、当該書類を受取しないものとする。
なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。
 - ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下「役員等」という。)のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
 - ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
 - ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
 - ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
 - ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
 - ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
 - ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
 - ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
 - ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等
 - II. 不動産媒介業者等が暴力団員等と関係を有していた場合の取扱い
住居確保給付金の振込先である不動産媒介業者等が、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等が関わる給付の振込を中止する。
- (4) その他
公共職業安定所から自立相談支援機関に誘導される受給希望者が多数であることから、日常的に情報共有を図り、相互の施策の理解を深めるとともに、円滑に支給事務が行われるよう努める。就労支援についても、受給者の状況を把握、共有し、より効果的な支援を連携して行うこととする。また、地域において、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)に基づき設置される「居住支援協議会」や居住支援法人との連携により、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進が図られ、より効果的な支援が可能となることが考えられる。

行政不服申立

- (1) 行政不服申立の対象となる処分及び不服申立先
住居確保給付金に関する決定は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)上の行政庁の処分該当し、当該処分に不服がある場合

は、同法第2条に基づき、知事に対して審査請求を行うことができる。また、住居確保給付金に関する処分に関する不作為については、同法第3条の規定に基づき、知事に対して不作為についての審査請求を行うことができる。

(2) 審査請求期間

処分についての審査請求期間は、原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内とされている。また、当該期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、審査請求をすることができない。

(3) 処分庁による教示

知事は、住居確保給付金に関する決定を行う場合には、決定の相手方（申請者）に対し、当該決定につき審査請求ができる旨並びに審査請求をすべき審査庁（知事）及び審査請求ができる期間を書面で教示（通常は決定通知に記載）しなければならない。併せて、当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者、当該処分に係る取消訴訟の出訴期間を教示しなければならない。

その他、ここに記載のない事項については、神奈川県住居確保給付金実施要領に従うものとします。
